



福岡県医発第180号(地)

平成18年 4月21日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



三重県建設国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について(通知)

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 改正内容

	現 行	改 正 後
組合員	2 割	3 割
その他の被保険者	3 割	変更なし

※ただし、3歳未満、70歳以上の被保険者については法に定める
給付割合

2. 施行年月日 平成18年10月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(公印省略)

17国援第79号-23

平成18年3月23日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

三重県建設国民健康保険組合規約の一部改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、三重県健康福祉部長から通知がありましたので、お知らせします。





健福第 12-587 号
平成 18 年 3 月 14 日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

三重県健康福祉部長
(公印省略)

三重県建設国民健康保険組合規約の一部改正について

このことについて、三重県建設国民健康保険組合から一部負担金等に関する規約の一部改正についての認可申請があり、国民健康保険法第 27 条第 2 項の規定に基づき認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので関係機関へ周知いただきますようお願いします。

事務担当：健康福祉部生活保障室
国民健康保険グループ
森 河
TEL059-224-2285
FAX059-224-3085
seihosho@pref.mie.jp



現 行

第3章 保険給付

(一部負担金)

第10条 保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、次の各号の区分に該当しない場合は、組合員である被保険者（老人保健法<昭和57年法律第80号>の規定による医療を受けることができる者を除く。）については、当該給付に要する費用の10分の2に相当し、組合員以外の被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）については、当該給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。

- 一. 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2
 - 二. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）10分の1
 - 三. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2
2. 組合員である被保険者が、第1項に規定する一部負担金を支払ったときは、当該負担した費用の額を支給する。ただし、他の法令の規定により、国、県、及び市町村の負担で一部負担金に相当するものの支給を受けることができる場合は、その額に相当する額を控除した額とする。

3. (削除)

(出産育児一時金)

第11条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者に対し出産育児一時金として30万円を支給する。

第5章 保険料

(保険料の賦課額)

第20条 組合員は、保険料として、次の区分による額と組合員の世帯に属する被保険者1人につき3,400円（但し、組合員の世帯に属する被保険者のうち、所得税法第2条第34号に規定する扶養家族に該当しない者があるときは、その者1人につき1万円）、及び組合員の世帯に属する被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という）1人につき1,800円の合算額を毎月組合に納付しなければならない。

改正案

第3章 保険給付

(一部負担金)

第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける

際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

一、次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 10分の3

二、3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2

三、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）10分の1

四、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2

2. 組合員である被保険者が、第1項に規定する一部負担金を支払ったときは、当該負担した費用の額を支給する。ただし、他の法令の規定により、国、県、及び市町村の負担で一部負担金に相当するものの支給を受けることができる場合は、その額に相当する額を控除した額とする。

3. (削除)

(出産育児一時金)

第11条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者に対し出産育児一時金として35万円を支給する。

第5章 保険料

(保険料の賦課額)

第20条 組合員は、保険料として、次の区分による額と組合員の世帯に属する被保険者1人につき3,400円（但し、組合員の世帯に属する被保険者のうち、所得税法第2条第34号に規定する扶養家族に該当しない者があるときは、その者1人につき1万円）、及び組合員の世帯に属する被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という）1人につき2,100円の合算額を毎月組合に納付しなければならない。

*附則 平成18年4月1日より施行する。但し、規約第10条及び規約第11条については平成18年10月より実施する。